

ジャパン株式インカム(3か月決算型) 追加型投信/国内/株式

過去3年間の基準価額の推移



作成基準日現在			
基準価額	11,261円	純資産総額	2.82億円

- (注) * 上記のグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果をお約束するものではありません。
 * グラフの課税前分配金再投資換算基準価額は、ファンドの投資成果をわかりやすくするために、3年前以降の基準価額に課税前分配金を再投資したものととして算出しています。
 * 基準価額は、信託報酬控除後のものです。

過去6期の課税前分配金実績

決算日	2014年7月7日	2014年10月6日	2015年1月6日	2015年4月6日	2015年7月6日	2015年10月6日	設定来累計
分配金	40円	40円	40円	40円	40円	50円	1,652円

- (注) * 収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

期間別騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年
ファンド	-2.1%	8.7%	-1.9%	18.6%	84.3%

- (注) * 期間別騰落率は、課税前分配金を再投資したものととして計算しています。
 * 騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

株式組入上位10銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	純資産比率
1	1878	大東建託	建設業	2.1%
2	1833	奥村組	建設業	2.1%
3	2651	ローソン	小売業	2.1%
4	1951	協和エクシオ	建設業	2.1%
5	9433	KDDI	情報・通信業	2.1%
6	9432	日本電信電話	情報・通信業	2.1%
7	9437	NTTドコモ	情報・通信業	2.0%
8	1925	大和ハウス工業	建設業	2.0%
9	6754	アンリツ	電気機器	2.0%
10	4061	デンカ	化学	2.0%

業種別比率

	業種	純資産比率
1	輸送用機器	13.2%
2	建設業	12.3%
3	化学	10.7%
4	情報・通信業	8.3%
5	銀行業	8.1%
	その他業種	45.3%
合計		97.9%

資産構成

ファンド		マザーファンド	
内訳	純資産比率	内訳	純資産比率
マザーファンド	99.5%	現物株式	97.9%
		株価指数先物等	-
その他資産	0.5%	その他資産	2.1%
合計(※)	100.0%	合計(※)	100.0%

※先物の建玉がある場合は、合計欄を表示していません。

- (注) * 組入上位10銘柄及び業種別比率の純資産比率は、マザーファンドの対純資産比率です。
 * 純資産比率の合計値が表記の各要素の合計値と異なることがありますが、四捨五入による影響です。

ファンドマネージャーのコメント

先月(2015年12月)の国内株式市場は、欧州追加金融緩和策が市場の期待を下回ったことや、円高進行などを嫌気して初旬から軟調となりました。中旬以降、市場予想通り米国政策金利の利上げが決定されたことなどから先行き不透明感が後退し株価は反発したものの、原油価格の続落による資源国経済や国際金融市場への影響などを懸念し、年末にかけて薄商いのなか弱含みとなりました。先月は、解約に対応し保有銘柄を一部売却しました。先月末でのマザーファンド(ポートフォリオ)の予想配当利回りは2.61%、組入銘柄数は57銘柄としています。引き続き、連続増配銘柄の動向や予想配当利回りの水準、業績の方向性等に留意し運用していく方針です。

○「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。○資産構成のその他資産の比率は、有価証券を除く資産(コールローン、預金等)総額から負債(未払信託報酬等)総額を控除した金額をもとに算出しています。未払信託報酬に見合う資産の一部を含めて有価証券(マザーファンドを含みます。)へ投資している場合には、資産構成の有価証券の比率は100%を超過し、その他資産の比率はマイナスとなります。○業種別比率の算出にあたっては上場予定銘柄は含まれておりません。

当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、後記「ファンドに係るリスクについて」を必ずご覧ください。また、巻末の「本資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの目的・特色

【目的】

信託財産の成長を目指して運用を行います。

【特色】

1 わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式を主要投資対象とします。

◆株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な値上がり益の獲得による信託財産の成長を目指します。

◆連続増配銘柄^{*1}に着目した株式投資を行います。

・主として連続増配銘柄に投資します。

・予想配当利回り、財務状況および配当の持続性等といったファンダメンタルズ等の観点から総合的な銘柄評価を行い、ポートフォリオの予想配当利回りが市場平均^{*2}を上回る^{*3}ポートフォリオの構築を目指します。

*1 連続増配銘柄とは、主として一定期間の修正1株当たり配当金(年額。株式分割および株式併合等を考慮します。)が増加し、または減少しなかった銘柄とします。
なお、新規上場銘柄等で前記定義による判断が困難な銘柄については、企業の配当総額等を考慮し判断します。また将来、前記定義の変更、もしくは新たな指標等を付加して判断する場合があります。

*2 市場平均とは、TOPIX500の予想配当利回りとします。

*3 銘柄評価を含む総合判断の結果、ポートフォリオの予想配当利回りが市場平均を下回る場合があります。

◆スクリーニングによる銘柄選定とリスクモデルによる最適化^{*4}等の計量的なアプローチ(定量評価)とともに、業績動向等の定性評価を加えてポートフォリオを構築します。

*4 最適化とは、リスクをコントロールしながら、相対的に高い予想配当利回りを有するポートフォリオを構築するプロセスをいいます。なお、「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、1、2のような運用ができない場合があります。

3 3か月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎年1、4、7、10月の6日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

◆基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

【収益分配方針】

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合があります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

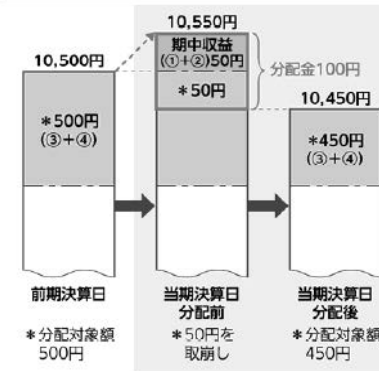
投資信託から分配金が支払われるイメージ



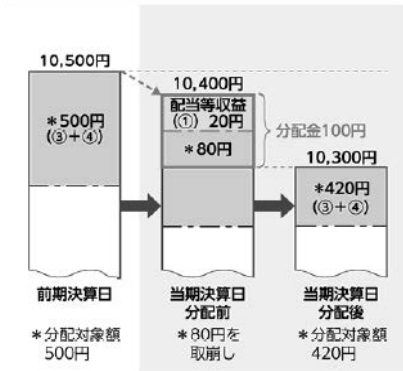
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)



前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

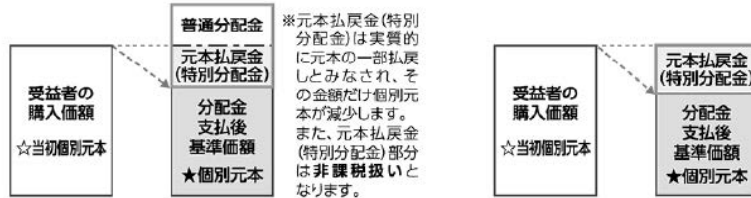
期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ファンドの目的・特色

◆受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドのしくみ：ファミリーファンド方式により運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」等があります。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

投資リスク

○株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。
くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社
TEL 0120-759311(フリーダイヤル)
受付時間/営業日の9:00~17:00
ホームページ <http://www.am.mufj.jp/>

■ 手続・手数料等 お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

- 購入単位 販売会社が定める単位
- 購入価額 購入受付日の基準価額
- 換金単位 販売会社が定める単位
- 換金価額 換金受付日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額
*換金受付日の基準価額に**0.25%**をかけた額とします。
- 換金代金 原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。
- 換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- 信託期間 無期限(平成18年3月23日設定)
- 繰上償還 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回る事となった場合等には、繰上償還されることがあります。
- 決算日 毎年1、4、7、10月の6日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 3ヵ月ごとに(年4回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。販売会社との契約により再投資することも可能です。
- 課税関係 課税上の取扱いは株式投資信託となります。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。
くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
※配当控除の適用があります。
※平成27年4月1日より前に開始する法人の事業年度には、益金不算入制度の適用があります。
(平成27年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。)

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の基準価額に対して、 上限3.24%(税込)(上限3.00%(税抜)) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	換金受付日の基準価額に 0.25% をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.1664%(税込)(年率1.0800%(税抜)) をかけた額とします。
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、 年率0.00432%(税込)(年率0.00400%(税抜)) をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

<本資料に関してご留意頂きたい事項>

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

ジャパン株式インカム(3ヵ月決算型) 追加型投信/国内/株式

作成基準日 2015年12月30日

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○		
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○		
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第16号	○		
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○		
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○		
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○	
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○		
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○
明和証券株式会社(新規販売停止)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

<本資料に関してご留意頂きたい事項>

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。